

改正案	現行
<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第1・第2（略）</p> <p>第3 衛星関係</p> <p>1 システム別審査基準</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) インマルサット携帯移動地球局 ア～オ（略） カ 工事設計等 空中線電力は、空中線系の利得を考慮し、最大等価等方輻射電力が各システムに応じて次の値以下になるものであること。 (ア)～(キ)（略） <u>(ク) インマルサットGPS型</u></p> <p><u>A 主として船舶に設置されるもの</u> <u>9デシベル</u></p> <p><u>B 主として自動車その他の陸上を移動するものに設置されるもの</u> <u>11デシベル</u></p> <p><u>C その他のもの</u> <u>5デシベル</u></p> <p>(5)～(11)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第4 包括免許関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) インマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行う特定無線局 電気通信事業者が、インマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うために開設する携帯移動地球局であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1の(4)に定める審査基準のほか、次の基準により行う。 ア（略） イ 最大運用数 最大運用数は、以下に合致するものであること。 (ア)（略） (イ) 申請による最大運用数が、申請者の開設する携帯基地地球局の回線数（免許の有効期間中に事業計画により回線数の増設を計画している場合は、その最大の回線数とする。）を特定無線局1局当たりの再繁時呼量0.</p>	<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第1・第2（略）</p> <p>第3 衛星関係</p> <p>1 システム別審査基準</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) インマルサット携帯移動地球局 ア～オ（略） カ 工事設計等 空中線電力は、空中線系の利得を考慮し、最大等価等方輻射電力が各システムに応じて次の値以下になるものであること。 (ア)～(キ)（略）</p> <p>(5)～(11)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第4 包括免許関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) インマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行う特定無線局 電気通信事業者が、インマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うために開設する携帯移動地球局であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1の(4)に定める審査基準のほか、次の基準により行う。 ア（略） イ 最大運用数 最大運用数は、以下に合致するものであること。 (ア)（略） (イ) 申請による最大運用数が、申請者の開設する携帯基地地球局の回線数（免許の有効期間中に事業計画により回線数の増設を計画している場合は、その最大の回線数とする。）を特定無線局1局当たりの再繁時呼量0.</p>

01 アーラン (インマルサットC型については0.0002アーラン) により除した数から申請に係る特定無線局と同一の回線を使用する船舶地球局及び航空機地球局の無線局数を減じた数を超えないものであること。ただし、インマルサットBGAN型の最大運用数は、1衛星当たり6,000,000、インマルサットGPS型の最大運用数は、1衛星当たり5,000,000とする。

ウ・エ (略)

(7) ~ (16) (略)

2・3 (略)

第5 (略)

01 アーラン (インマルサットC型については0.0002アーラン) により除した数から申請に係る特定無線局と同一の回線を使用する船舶地球局及び航空機地球局の無線局数を減じた数を超えないものであること。ただし、インマルサットBGAN型の最大運用数は、1衛星当たり6,000,000とする。

ウ・エ (略)

(7) ~ (16) (略)

2・3 (略)

第5 (略)